

■ 卷 頭 言 ■

自主・自立

和歌山県環境衛生研究センター所長 岩井 敏 明



私は、平成17年3月までの30年間、行政の仕事をしてきました。今の職場に赴任して感じたのは、「研究員は熱心に仕事をしているけれど、本当に必要なこと、目指すべきところを理解しているのだろうか」ということです。

本誌の巻頭言で、何人もの所長さん方が厳しい財政状況についてお話をされています。私の場合も、このことに頭を抱えました。人と予算の削減が続く中で、業務を見直さなければ、このままでは来年度予算の見積もりすらできません。予算書を見ながら考えついたのが『大気汚染常時監視のリストラ』であります。この業務の予算は、当所の環境と衛生の予算合計の4割を占めているため、予算にシーリングをかけられると、不足分が大きすぎて、他の事業を縮小することで補うことは不可能だと考えたからであります。

そこで、測定局と項目を見直し、予算に見合う測定計画を策定しようという作戦を立てました。

折しも環境省は検討会を設置して、『大気環境モニタリングの在り方』を検討中でしたので、この会議資料を参考にしながら、本県の地域特性を考慮して現状の測定内容を大幅に縮小した計画案を作成しました。この案は、後に国から示された処理基準にも適合すると思いましたが、行政担当に相談したところ、「激変は困る。」という理由で受け入れられませんでした。結局、来年度以降の予算対応は行政が責任を持つということで落ち着きました。

この問題について、所内の研究員や行政職員と話し合う中で、以下の疑問が湧いてきました。

この事務を『環境行政における科学的・技術的中核機関』を標榜している地方環境研究所が処理することが本当に適当なのだろうか???

地方分権推進法は、国と地方公共団体の役割を明確にし、国が分担すべき事務は国が直接に執行することを基本としています。

大気汚染防止法では常時監視と報告は法定受託事務であります。すなわち『都道府県知事が処理することとされている事務のうち、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの』であり、言い換えれば、国が処理すべき事務を、都道府県知事が代わって処理しているものなのです。

本県の場合、大気汚染常時監視業務を「監視局の管理」と「テレメーターの管理」に分割して、民間に委託しています。したがって、研究員の専門的能力は特段必要ありません。

そうであるならば、私が私なりに得た先の疑問に対する解答は

この事務は国が本来果たすべき役割に係るものであるのだから、国が直接事務を執行すればよいのではないかと。

というものなのです。

もし、研究員達をこれらルーチン業務から解放し、県独自の、県の実力と県民の要求に応じた、自主的・自立的な調査や研究に専念させることができれば、財政問題もさることながら、研究員達のモチベーションも、今よりはるかに向上するのではないかと考えたのですが、事情を知らない者の暴論ですか。それとも叶わぬ夢なのでしょう。

全環研が核となって、全国の自治体が連携し、協力すれば、実現可能ではないかと思うのですが。